

最高裁判の判断枠組みは、1976年判決から基本的に変わらない。まずは投票価値の平等が憲法上の要請であることを認めうえで、選挙制度については代表者を通じて国権を実現する事項も考慮して、公正かつ効果的な代表といつ目標を実現するために適切な選挙制度を決定できることを目標とする。他方、政治の安定の要請も考慮しながら各国情に即して決定できることを目標とする。そこで図のような順番で審査する。この判断枠組みに対

しては、①で投票価値の平等を唯一絶対の基準すべきではないか、また②が認められれば直ちに定数配分は違憲、選挙も無効になるのではないかといった批判もある。

最高裁判によればこうした判断方法がこうられてきたのは、憲法の予定する司法権と立法権の関係に由来する。裁判所が選挙制度投票価値の平等に反して違憲と判断しても、

## 選挙区はどうあるべきか(下)

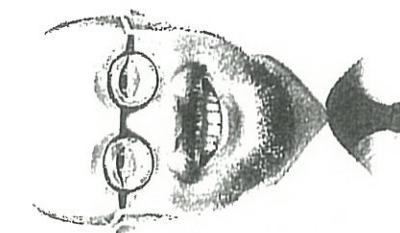
# 参院、権限と併せて議論を

上田 健介

近畿大学教授

### ポイント

- 最高裁、国会と対時には国民の理解必要
- 「ねじれ国会」経て参院の権限の強さ意識
- 地域性は投票価値の不平等を正当化せず



うえだ。けんすけ  
74年生まれ。京都大法卒、専門  
は憲法学

## 「国民代表」規定、制度繋り

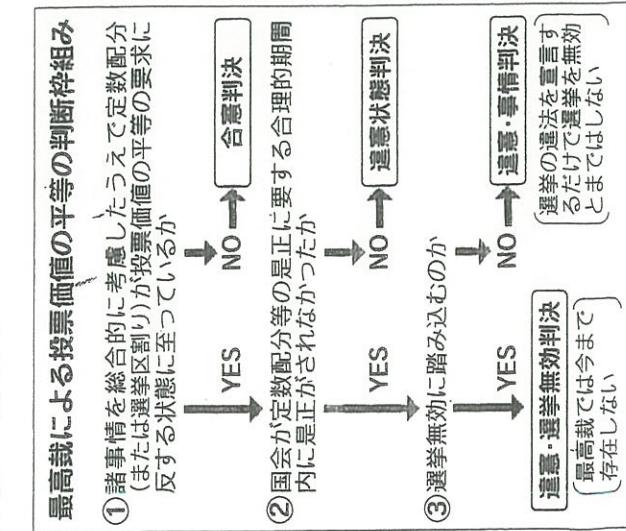
実際にこれを是正して新たな選挙制度をつくるのは国会の役割である。だから裁判所ができることは、何とか国会に是正をさせようべくメセナシヤシ衆議院については、小選挙区制の導入の際に選挙区間の人

でも国民の支持を得られるという自信が必要にならう。それでも近年、最高裁判は厳格になってきている。判断は小選挙区制への移行に際しての激変緩和措置にすぎず、合理的期間を経過したとして見直しを要求した。

参議院についても12年判決から、最高裁判の判断が目に見えて厳格化している。かつて26倍を含憲としたところもあつたが、12年判決は5.00倍を、14年判決は4.77倍を違憲状態と判断した。また從来、参議院の選挙制度では「事実上都道府県代表的意義ないし機能」を加味する事が許されてきた(83年判決)。しかし12年判決は、

参議院についても12年判決で示された参議院の権限の強さを憲識したものだらう。参議院も衆議院と同様の権限を持つのであれば、投票価値の平等の要請も衆議院と同様に働くことの論理である。このように権限と組織原理の間に相関関係があることを念頭に置くならば、二院制における参議院の権限、役割をセトにした議論をすべきだ。

すなわち「全国民の代表」には、議員は全国民のために活動すべしという政治道徳を説いたものであり、リコール権がなければ、選挙制度に対する反発が広がっているようだ。現状では、厳格な要請を受け入れて選挙制度を見直すか、権限論に踏み込んでそれを要請するものではない。それゆえ国会議員を一方で選ぶかが問われている。



都道府県を選挙区の単位として固定する結果、投票価値の平等を重視して、合区を進めた続いている状況下では、この仕組み自体を貢献しが必要となると述べた。これを受け、昨年の定数は正で合区(鳥取と島根、徳島と高知)が行われるに至り、昨年の参議院議員選挙での格差は3.08倍まで縮小した。これも裁判で争われており、現在最高裁判審理中である。

ここで注目したいのは、参議院に関する最高裁判の判断が厳格化している理由である。12年判決によれば、「①衆議院とともに、都道府県またはそれを細分化した地域を選挙区とする選挙で、より広い地城を単位とする比例代表選挙の組み合わせ」という提唱をするが、この提唱は、また選挙制度にも関連して、この判決によつて、「全国民の代表」の文言について、地域性の考慮を禁じる要請が提出された。しかし今までの強い意はなく、地域性だけでは投票価値の不平等を正当化する理由はないことが示したものだと解される。

この意によつて、最高裁判による投票価値の平等の要請が厳しくなっていることは確かだ。衆議院については昨年ようやく指図に拘束されるとなく独立して全国民のために行動すべき使命を有するものであるといふことを意味するとして述べた。

これがなされ、比例配分計算法の一種である「アダムズ方式」に基づく新たな選挙区割りのルールを、20年の国勢調査から導入することになった。

これに対して参議院では、

地方選出議員を中心に行われる反対する反発が広がっているようだ。

現状では、厳格な要請を受け入れて選挙制度を見直すか、権限論に踏み込んでそれを要請するものを緩和する道を探るかが問われている。